答弁第三四七号平成二十年五月十三日受領

内閣衆質一六九第三四七号

平成二十年五月十三日

内閣総理大臣 福 田 康 夫

衆 議 院 議 長 河 野 洋 平 殿

衆議院議員山井和則君提出山口県各市等の自治体における後期高齢者医療制度と今年三月までの旧制度と

の保険料の比較に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員山井和則君提出山口県各市等の自治体における後期高齢者医療制度と今年三月までの旧制

度との保険料の比較に関する質問に対する答弁書

一、四、八及び九について

お尋ねについては把握しておらず、お答えすることは困難である。

二について

お尋ねの推計については、行っていない。

三について

お尋ねについては、把握していない。

五について

お尋ねの後期高齢者医療への移行に伴う保険料の変化について、より実態を把握できないか調査を行う

ことを予定しているが、全数調査を行うこととした場合には、各後期高齢者医療広域連合及び各市区町村

にとって膨大な負担となるものであるため、現在、どのような方法で調査を行い、いつ取りまとめるかに

ついて検討しているところである。

\_

## 六について

お尋ねについては、 実態把握のための調査の取りまとめを待って、お答えするべきことであると考えて

いる。

七について

お尋ねの 「基礎年金で一人暮らしをしているお年寄り」が、今年三月までどの医療保険制度に加入して

いたか明らかでないため、 旧制度の保険料に比べ後期高齢者医療の保険料の方が安くなるかどうか一概に

申し上げられないが、仮に、今年三月以前に市町村が行う国民健康保険に加入しており、 基礎年金のみを

収入として一人暮らしをしていた方が、今年四月に後期高齢者医療の被保険者となった場合においては、 国民健康保険の保険料に比べ後期高齢者医療の保険料の方が安くなるものと承知している。

\_